

「ICT活用の手引」

1人1台タブレット型端末の利用について

福岡県立嘉穂総合高等学校

令和4年12月20日 第1版

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、I C T（1人1台タブレット型端末）の活用に当たって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なI C T活用の推進を図るものです。

本手引をご一読いただき、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

－目次－

1	端末使用の際のルール及び注意点	2
2	生徒用アカウントの取り扱い	2
3	端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方	2
4	健康面への配慮	3
5	トラブルが起きた場合の対応	3
6	その他	3

本校の教育活動で、学習者用端末（以下、「端末」という。）を利用する際に以下の注意点について必ず守ること。

1 端末使用の際のルール及び注意点

- 学習に関係のない目的では使わないこと。
- 個人に割り当てられた端末を**在学中使用し続ける**ため、大切に扱うこと。
- 端末は、**教員からの指示があった場合のみ**保管庫から出して使用すること。
- 授業外での使用は、必ず担当教員に相談をし、**勝手に個人の判断で使用しない**こと。
- 端末でカメラ撮影、動画撮影を行うときは、教員の許可を得ること。
- 無断で他の人の端末に触れないこと。
- 端末の使用後は、保管庫の所定の位置に収納し、充電ケーブルを接続すること。
- 端末背面のシールを剥がさないこと。剥がれた場合は担任に速やかに届け出ること。
- 端末を使用するときや持って移動するときに、落としたり濡らしたりしないように注意すること。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- パスワードは、他人に知られることがないように十分気を付けること。
- パスワードを忘れた場合は、担任へ申し出ること。

3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- 端末で、本人の許可を得ることなく撮影・録音・録画したりしないこと。
- 端末で、本人の許可を得ることなく撮影・録音・録画したデータを SNS やウェブサイト等、インターネット上に掲載しないこと。
- 端末で、個人情報や他者への誹謗中傷等をインターネット上に書き込まないこと。

4 健康面への配慮

- 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離を30cm以上離すこと。
- 長時間継続して画面を見ないよう、10分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。

5 トラブルが起きた場合の対応

- 端末が故障、破損、紛失した場合、は、担任または授業担当教員に連絡し、「【故障・破損・紛失】報告書」を提出すること。
- 上記の場合、生徒の**故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に修理費等の補償を請求する**ことがあること。
- ネットトラブルに関しては、担任又は次の相談窓口にご相談すること。

[福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口](#)（電話 0120-494-100）

6 その他

- 本校では、教育へのICT活用の効果を検証するために、生徒に対して授業アンケートを実施します。
- ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応させるとともに、端末を活用した学習活動の早期復旧に努めます。